

# 事業の対象となる季節労働者の方



- ① 芦別市、赤平市、滝川市、新十津川町、雨竜町に住民登録があり、通年雇用化を望まれている方。
  - ② 現在就労されている方で、雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方。
  - ③ 現在離職されている方で、前年度(令和元年度内)において、雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。
- ※③は、平成31年4月1日以前に離職した方を除く。

## この書類を確認↓ ※証明書類が必要です。

### A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)

3  
この  
数字が

### B 雇用保険特例受給資格者証

### C 雇用保険被保険者 離職票-1

### C 雇用保険被保険者 離職票-2

②に該当する方⇒ **A**

③に該当する方⇒ **B** や **C** など

現在の状況によって、管轄するハローワーク(雇用保険適用課)への確認が必要となる場合があります。不明な点がある場合、**A**については事業所、その他については協議会に問い合わせてください。



お問い合わせ

## 滝川地域通年雇用促進協議会

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号  
滝川市役所 産業振興課内(4階)

T E L (0125) 28-8030

E - m a i l koyou@takikawa-tsunen.jp

U R L http://takikawa-tsunen.jp

8:30~17:15 (土・日曜日、祝日および12月29日~1月3日は除く)



滝川通年

# 滝川地域通年雇用促進協議会

## 令和2年度 事業のご案内



滝川地域通年雇用促進協議会は、芦別市・赤平市・滝川市・新十津川町・雨竜町に居住する季節労働者のみなさまの、通年雇用化を支援・促進しています。

## 事業主のみなさま

### 企業情報調査事業

事業所への戸別訪問を行い、協議会の事業案内や国および北海道の助成金制度の情報を提供します。併せて協議会事業の参考資料として活用するため、季節労働者の雇用状況や通年雇用化の上で必要な資格等、現況の聞き取りやアンケート調査を実施します。  
雇用促進支援員が訪問する場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。



相談  
無料

### 専門家相談員派遣事業

現在雇用している季節労働者の通年雇用化や国で実施している様々な助成金制度の活用を検討している事業主の皆様を対象に、労務や経営管理の専門家(社会保険労務士)による無料相談を実施します。専門的知識を有する社会保険労務士を事業所へ派遣し、個別相談【相談料は無料】に応じます。  
※折込広告をご覧ください。

## 季節労働者のみなさま

### 技能向上・人材育成講習のご案内

資格を取得し、通年雇用化を目指すため、**【開催時期】冬期間開催予定**各種技能講習(無料)の開催を予定しています。  
※技能講習は、諸事情により予告なく中止若しくは変更が生じる場合があります。

#### 講習科目(予定)

- 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- 車両系建設機械(解体)運転技能講習
- 不整地運搬車運転技能講習 ●玉掛け技能講習
- 小型移動式クレーン運転技能講習 ●高所作業車運転技能講習
- フォークリフト運転技能講習 ●車両系(整地等)安全教育(再教育)

※一部経費は、自己負担です。(交通費等)  
※玉掛けと小型移動式クレーンは、セット受講が可能です。  
※講習に係る全日程を終了し資格を取得した場合、無料となります。  
※協議会の定める事由以外で資格を取得出来なかった場合は、理由を問わず受講料(実費)は自己負担となります。  
※その他、詳細な要件等につきましては協議会までお問い合わせください。

受講料  
無料!

※一定の要件があります。



滝川通年

検索



通年雇用を目指す季節労働者の皆様へ  
助成金制度のご案内!!



季節労働者のみなさんのスキルアップを応援します!!

訓練費用の半額を助成します!!  
(上限額=10万円)

※1 予算がなくなり次第終了します。(先着順)

※1 協議会が指定する教育訓練を受講し、資格検定試験に合格(免許証、修了証が発行される)した場合、資格取得に要した経費の半額(上限10万円)を助成します。  
対象となる経費は、入学金・受講料等に限られます。

### 対象となる教育訓練

#### ■介護関係

- 居宅介護職員初任者研修
- 介護職員初任者研修

#### ■運転教習

- 準中型免許 ●中型免許 ●大型免許 ●大型特殊免許
- 普通二種免許 ●中型二種免許 ●大型二種免許 ●けん引免許

※ただし準中型免許は、申請時において普通免許を取得済みである方に限ります。

#### ■技能講習関係

各種技能講習・実技教習など多数【一部抜粋】

- 床上操作式クレーン運転技能講習 ●はい作業主任者技能講習
- 地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ●ショベルローダー等運転技能講習 など

#### ■厚生労働大臣が指定した教育訓練(通学または通信講座によるもの)

### 助成の対象者・利用申請

- ・裏面をご覧ください。
- ・受講申込前に事前相談が必要です。必ず当協議会へご相談ください。(受講後のお申し込みは受付けておりません。)

### 助成金交付申請手続き

- ・助成金交付の最終申請日は、令和3年3月17日(水)です。(最終申請日までに合格後発行された免許証、修了証等が必要です。)
- ・最終申請日を過ぎた場合、助成金の申請は出来ません。【期日厳守】
- ・その他、詳細につきましては、協議会までお問い合わせください。



期日  
厳守

対象となる訓練等、詳細については  
ホームページをご覧ください。

滝川通年

検索

